

下水道用機械設備および電気設備工事の 低入札価格調査基準価格および最低制限価格の算定式について

平成 30 年 4 月 1 日

入札契約適正化法ならびに適正化指針を踏まえ、入札契約過程における透明性を向上させるため、下水道用機械設備および電気設備工事の低入札価格調査基準価格および最低制限価格を設定する場合の算定式を以下のとおり公表する。

【対象となる工事】

下水道施設の機械設備および電気設備工事を対象とする。
※建築機械設備および建築電気設備工事は対象外とする。

【計算式】

直接工事費 $\times 0.97$ + 共通仮設費 $\times 0.9$ + 現場管理費 $\times 0.9$ + 一般管理費等 $\times 0.55$

費目の設定

費 目		算定率
直接工事費に区分するもの		0.97
	機器費 $\times 0.6$	
	直接工事費	
共通仮設費に区分するもの		0.9
	機器費 $\times 0.1$	
	共通仮設費	
現場管理費に区分するもの		0.9
	機器費 $\times 0.2$	
	現場管理費	
	据付間接費	
	設計技術費	
一般管理費に区分するもの		0.55
	機器費 $\times 0.1$	
	一般管理費	

【算定方法】

＜低入札価格調査基準価格＞

- ① 計算式により基準となる金額を円単位まで求める。
- ② 上記①の金額を千円単位に丸め（千円未満切捨て）、消費税相当分を乗じる。

＜最低制限価格＞

- ① 計算式により基準となる金額を円単位まで求める。
- ② 上記で求めた基準となる金額に、係数 α ($0.995 \leq \alpha \leq 1.005$) を乗じてランダム処理する。
- ③ ランダム処理された金額を千円単位に丸め（千円未満切捨て）、消費税相当分を乗じる。

【適用時期】

平成 30 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う案件から適用する。